担当部署: 教育委員会事務局 学校給食センター

処分の概要	学校給食費の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	村田町学校給食費に関する条例 第3条第1項
例 規 番 号	令和4年条例第27号

【基準】

第3条及び村田町学校給食費に関する条例施行規則第5条の規定による。

(学校給食費の徴収等)

- 第3条 町長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。
- 2 前項の規定により学校給食費負担者から徴収する学校給食費の額は、教育委員会規則で定める額とする。

(学校給食費の額)

第5条 条例第3条第2項に規定する学校給食費の額は、村田町学校給食センター条例(平成27年村田町条例第2号)第5条の規定により設置する村田町学校給食運営審議会に諮り教育委員会が別に定める。

設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	